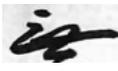


腕試し

今回は、年貢割付状（有渡郡敷地村文書。01237-1-4）の断簡(古文書の断片)です。年貢割付状というのは、支配者から村にその年の年貢を請求する文書です。

腕試しですので、まず右の史料を読んでみてください。なお、断簡ですので、前の行は失われていて、文章の途中から始まっています。

読みにくそうな字だけ拾って解説します。

 は、第 42 回でも出てきた「無」です。

 は、第 16 回でも出てきた「高」です。

 は、第 23 回で出てきた「来」です。

 は、この崩し方では初めて出てきますが、

(違う崩し方では第 23 回に  と出てきます)

「極」という字です。この講座だけを読んでい

る方には、「木」または「木」に「有」と見えても仕方ありません。「極月」とは 12 月のこ

とです。 と  は、第 40 回で出てきた「急度」です。

 は第 30 回などで出てきた「可」です。 が最もわかりにくいのですが、その前の 

は「皆」で、 は「」のようですので、「皆濟(皆濟)」となります。「皆濟」という言葉

は年貢関係の史料でよく出てきます。 は、第 33 回などで出てきた「者」ですが、ここで

は「は」ではなく「者(もの)」と読みます。 は、前回も出てきた「五」です。

このように見てくると、わずか 50 回足らずの講座でも、多くの字が重複して出てきていることがわかります。第 3 回や第 5 回でも書きましたが、語彙は限られているわけです。

さて、以上をまとめると「無高下割合之来極月十日限急度可皆濟者也 明和三年戌十月小新五郎(印)」となります。問題は、この読み方ですが、これを次回に回します。

